

避難行動 要支援者制度

ガイドブック

地域関係者向け



熊本市
防災計画課・健康福祉政策課

令和8年3月

メモ欄

目次

第1章	はじめに	1
第2章	避難行動要支援者名簿	2
第3章	個別避難計画	5
第4章	平時の支援	8
第5章	災害時の支援	9
第6章	接し方のポイント	10
第7章	参考情報	12

第1章 はじめに

近年、毎年のように発生する大規模災害において、高齢者や障がいのある方などに被害が集中しています。

災害時に自力で避難することが困難な方（以下「避難行動要支援者」といいます。）の安全を確保するためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが重要です。

このため、平成25年（2013年）に災害対策基本法が改正され、全国の市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられました。また、令和3年（2021年）の改正では、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされるなど、避難支援体制の強化が求められています。

このガイドブックは、「自助」および「共助」の体制構築を目的とした、「避難行動要支援者制度」についてまとめたものです。

本冊子が、避難行動要支援者の支援を担う地域関係者の皆様の取組の一助となれば幸いです。地域内での制度の周知や理解促進にも、ぜひご活用ください。

！ 災害が発生したときに…

○自分・家族を自分たちで守る

【例】水や食料品等の備蓄、非常持出品の用意
ハザードマップの確認、家族での避難先の共有等

○地域などの 周囲の人たちが 協力して助け合う

【例】地域の避難訓練への参加、
普段から地域活動に参加（顔
の見える関係づくり）、災害時に
避難の支援が必要な方に対する
配慮等

自助・共助の体制づくり
を目的とした制度

自助



共助



公助



【自助・共助・公助の連携図】

○公的機関（市役所・ 警察・消防・自衛隊等）の 救助・支援を受ける

【例】災害状況の迅速な把握・
情報発信、対策本部の立上げ、
応援・ボランティア等の受入
確保、警察・消防・自衛隊等
による救助、救援物資の配布、
災害廃棄物への対応、復旧
作業・事業等

公助はすぐには行き届かない
（災害規模が大きいほど）

第2章 避難行動要支援者名簿

災害時に自力で避難をすることが困難な方（避難行動要支援者）の名簿を市が作成し、このうち、情報提供に同意いただいた方を掲載した名簿を避難支援等関係者に提供します。

避難行動要支援者（社会福祉施設又は医療機関等に入所等している方は除く）

自動的に名簿に登録される方

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1、2級を所持している者
- ③ 療育手帳Aを所持している者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している者
- ⑤ 指定難病医療受給者

名簿掲載を希望される方

⑥ その他、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難と認められる単身の高齢者又は高齢者のみの世帯の者、障がいのある者、妊産婦、乳幼児、医療依存度の高い者等であって、避難の支援を希望するもの。

以下の各区総務企画課にて「避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書」の提出が必要です。
様式は熊本市ホームページに掲載しております。

提出窓口	住所	連絡先
中央区役所 総務企画課	熊本市中央区手取本町1-1	096-328-2610
東区役所 総務企画課	熊本市東区東本町16-30	096-367-9121
西区役所 総務企画課	熊本市西区小島2丁目7-1	096-329-1142
南区役所 総務企画課	熊本市南区富合町清藤405-3	096-357-4112
北区役所 総務企画課	熊本市北区植木町岩野238-1	096-272-1110
防災計画課（郵送の場合）	熊本市中央区手取本町1-1	096-328-2368 （専用ダイヤル）

名簿に掲載される情報

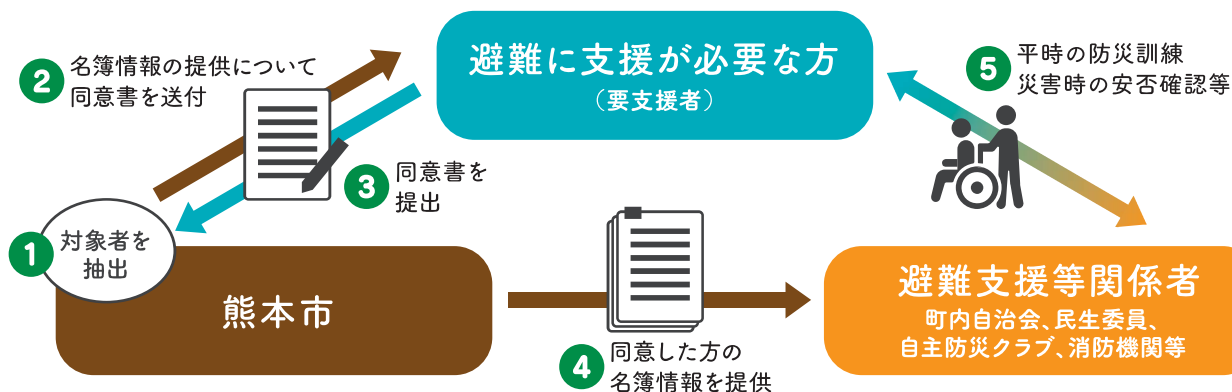
- ① 本人の氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 避難支援を必要とする理由
（避難行動要支援者の対象要件：要介護度、単身高齢者など）

避難支援等関係者（情報提供に同意をされた方を掲載した名簿の提供先）

- 町内自治会
- 民生委員・児童委員
- 校区社会福祉協議会
- 校区防災連絡会
- 自主防災クラブ
- 消防機関
- 熊本県警察
- 市社会福祉協議会
- 高齢者支援センター ささえりあ
- 障がい者相談支援センター

名簿作成から提供・活用までの流れ

- 1 市が保有している情報に基づき、対象者を抽出。
- 2 市から対象者に対して、平時から関係者へ名簿情報を提供することについての同意書を送付。
- 3 対象者から市へ同意書を提出。
- 4 同意していただいた方のみを掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者に提供。
- 5 平時の見守り、防災訓練、災害時の安否確認や避難支援等に活用。



名簿の提供時期・提供方法等

名簿の提供時期

避難支援等関係者の皆様への名簿の配付時期は、毎年6月から8月頃を予定しています。配付の開始前には、事前に各団体に対して、案内文（お知らせ）を発送します。

名簿の提供方法

避難支援等関係者の皆様への名簿の提供元、提供方法は以下のとおりです。

避難支援等関係者の区分	提供元	提供方法
町内自治会 校区防災連絡会 自主防災クラブ 民生委員・児童委員 校区社会福祉協議会	各区役所 (総務企画課・まちづくりセンター等) 市社会福祉協議会	・市等から、名簿を手渡し (受領書兼誓約書に署名) ● 会合等の機会を捉えての配付 ● 区役所等での受取による配付 ● 自宅等への訪問による配付 など
高齢者支援センターささえりあ 障がい者相談支援センター	高齢福祉課 障がい福祉課	・市から名簿を提供

※この他、市社会福祉協議会、消防機関、熊本県警察へも提供を行います。

受領方法

個人情報の管理を徹底するため、受領書兼誓約書に署名いただき、名簿を受領いただきます。

平時及び災害時の名簿提供の考え方

提供する名簿・考え方

平時

外部提供に係る同意を得た者の名簿
(同意者名簿)

・平時の防災訓練など、「自助」「共助」の体制づくりに活用いただくため、避難支援等関係者に、名簿情報の提供に同意をいただいた方のみが記載された名簿(同意者名簿)を提供します。

災害時

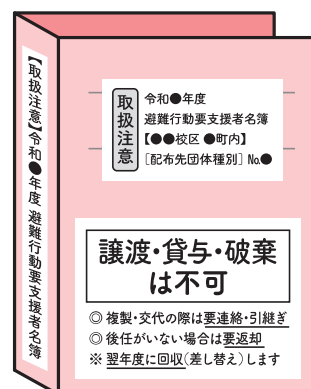
同意を得ていない者も含む名簿
(全体名簿)

・災害時は、同意がない方も含む名簿(全体名簿)の提供を行うことがあります。原則として、救出・救護を行う消防機関や警察への提供を行い、町内自治会・民生委員・校区社協等の地域関係者への提供は行いません。

※ただし、災害発災から一定程度状況が落ち着いた段階で、被災状況把握・安否確認等のために、市が必要性を判断した場合は、該当地区の地域関係者へ提供を行うこともあります。

留意事項

● 詳細な留意事項などは、受領書兼誓約書やお渡しする名簿ファイルの内容物等に記載しています。



○ 個人情報の取り扱い

避難行動要支援者名簿は、対象者の氏名・住所・生年月日・性別のいわゆる基本4情報をはじめ、連絡先、特に支援を必要とする理由である要介護度や障がいの種別や等級等のデリケートな個人情報が含まれている名簿です。
名簿の個人情報の取扱いには十分ご注意ください。本制度に携わらなくなった後も、他者に情報を漏らすことのないようお願いいたします。

※災害対策基本法に基づく秘密保持義務が課されています。

○ 利用目的

平時の見守り活動や防災訓練、災害時の安否確認や避難支援等以外では使用しないでください。

○ 名簿の管理

名簿は、自宅等の施錠可能な場所や、不特定多数の方が出入りする集会所等においては施錠可能な棚や金庫等で保管してください。

○ 複製

各自での複製は行わないでください。名簿の複製が必要なときは、町内自治会、自主防災クラブ、校区防災連絡会は各区総務企画課にて、校区社会福祉協議会は市社会福祉協議会でいきます。(複製は、6月から8月までの間で、1団体につき3部程度を上限とします。)

第3章 個別避難計画

個別避難計画とは

災害時に「いつ」「どこへ」「誰と」「どうやって」避難するかなどを具体的に決めておき、災害に備えるための計画です。

個別避難計画作成の対象者及び進め方

避難行動要支援者名簿に掲載されている方が計画作成の対象です。熊本市では、河川の氾濫などによる浸水や土砂災害等の災害リスクや本人の心身の状況に応じて、福祉専門職にご協力いただきながら、優先的に計画作成を進めることとしています。

優先度が高い方の個別避難計画作成(福祉専門職による作成)

優先度が高い方について、ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職にご協力いただき、段階的に計画作成を進めていきます。優先度が高い方には、市から計画作成の同意確認を行いご同意いただいた方の計画作成を、市から担当の福祉事業者へ委託を行い、計画作成を進めていきます。優先度が高い方の条件は、熊本市ホームページ(二次元コード)からご確認ください。



熊本市ホームページ

優先度が相対的に高くない方の個別避難計画作成(本人や家族等による作成)

優先度が相対的に高くない方の計画は、本人や家族等による作成を想定しています。本人や家族等が計画作成にあたって支援が必要な場合は、下記の窓口へご相談ください。

個別避難計画作成の支援窓口

【熊本市社会福祉協議会】

中央区事務所	熊本市中央区新町2丁目4-27熊本市健康センター新町分室内	TEL 096-288-5081	FAX 096-359-1800
東区事務所	熊本市東区秋津3丁目15-1 秋津まちづくりセンター内	TEL 096-282-8379	FAX 096-282-8389
西区事務所	熊本市西区小島2丁目7-1 西区役所内	TEL 096-288-5817	FAX 096-288-5917
南区事務所	熊本市南区城南町宮地1050 城南まちづくりセンター横	TEL 0964-28-7030	FAX 0964-28-8750
北区事務所	熊本市北区植木町岩野238-1 北区役所横	TEL 096-272-1141	FAX 096-215-3909

【熊本市 防災計画課・健康福祉政策課】

熊本市中央区手取本町1-1 防災計画課3F/健康福祉政策課10F TEL 096-328-2368 FAX 096-359-8605

計画作成の留意事項

①「誰と」の欄(避難支援等実施者を記載する欄)

- 実際に避難支援いただく方を記載します。必ず、避難支援等実施者本人への了承が必要になります。
- 支援内容には、「一緒に避難先に行く」以外にも、「災害情報を伝えてもらう」や「声掛けしてもらう」等の一緒に避難できなくても支援できる内容や、「その他の支援」を別途記載する項目を設けております。避難支援等実施者の方が一緒に避難することが困難な場合は、上記支援内容を選択肢としてご検討いただくことを想定しています。

②「どこへ」の欄(避難先を記載する欄)

- ハザードマップ等を確認して、本人や家族等とともに避難先を選定して記載します。ハザードマップは右記の二次元コードからも確認できます。
- 市が開設する避難場所のほか、安全な場所にある「親戚・知人宅」や「在宅避難(垂直避難)」、かかりつけの医療機関等を含めて検討いただきます。



熊本市WEB版
ハザードマップ

熊本市個別避難計画

【記入例】 実際はA3サイズ

作成日 令和 7年 8月 1日

本人の 情報	フリガナ	クマモト タロウ		生年月日	昭和 20年 4月 1日 (80歳)		
	氏名	熊本 太郎		性別	男		
				住所			熊本市中央区手取本町1-1
	小学校区	城東	校区		自治会	第 3 自治会	
	電話番号	090-●●●●-XXXX		だれの (本人)	FAX	096-●●●●-XXXX	
	メールアドレス	●●●●-XXXX@▲▲▲.j p					
	同居人数 (本人含む)	2 人		同居家族	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者	<input type="checkbox"/> 子	<input type="checkbox"/> 父母
					<input type="checkbox"/> 孫	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	緊急連絡先 (ご家族など)						
	①	フリガナ	クマモト ジョウスケ (続 柄)		住所	熊本市東区東本町●-●	
		氏名	熊本 城助 (長男)		電話番号	090-▲▲▲▲-●●●●	
	②	フリガナ	ヒゴ ハナコ (続 柄)		住所	菊陽町●●-△△-XX	
		氏名	肥後 花子 (長女)		電話番号	080-▲▲▲▲-●●●●	
	支援が必要 な理由	介護認定	要介護 (<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input checked="" type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5)				
障がいの 状況		<input checked="" type="checkbox"/> 身体 (<input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input checked="" type="checkbox"/> 4級 <input type="checkbox"/> 5級 <input type="checkbox"/> 6級) <input type="checkbox"/> 知的 (<input type="checkbox"/> A1 <input type="checkbox"/> A2 <input type="checkbox"/> B1 <input type="checkbox"/> B2) <input type="checkbox"/> 精神 (<input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級)					
疾患		<input type="checkbox"/> 指定難病医療受給者 <input checked="" type="checkbox"/> 医療依存度が高い (人工呼吸器使用、透析など)					
その他		<input type="checkbox"/> 単身高齢者 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> その他 ()					
災害時に 受けたい 支援	<input checked="" type="checkbox"/> 自力で避難できないため、避難支援をしてほしい。 <input type="checkbox"/> 自力で避難できるが、避難情報等の災害情報を伝えてほしい。 <input type="checkbox"/> その他 ()						
避難支援の 留意点	<input checked="" type="checkbox"/> 歩行が困難 (車いす、 杖) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (具体的に) <input type="checkbox"/> 目が見えない (見えにくい) <input checked="" type="checkbox"/> 耳が聞こえない (聞こえにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ・認知症で物忘れがある ・耳が聞こえづらいので、 大きな声で話しかけてほしい </div>						

避難支援等実施者（実際に避難支援していただく人）							
誰と	①	氏名	防災 二郎	本人との関係	支援内容	<input type="checkbox"/> 災害情報を伝えてもらう <input checked="" type="checkbox"/> 声掛けしてもらう <input type="checkbox"/> 一緒に避難先に行く <input type="checkbox"/> その他の支援 ()	左記、避難支援等実施者情報を関係者に共有することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意します 確認日 (7 / 2 0)
		電話番号	090-●●●●-xxxx	隣人			
	②	氏名	健福 花子	本人との関係	支援内容	<input checked="" type="checkbox"/> 災害情報を伝えてもらう <input type="checkbox"/> 声掛けしてもらう <input type="checkbox"/> 一緒に避難先に行く <input type="checkbox"/> その他の支援 ()	左記、避難支援等実施者情報を関係者に共有することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意します 確認日 (6 / 3 0)
		電話番号	080-●●●●-xxxx	いとこ			

※必ず、避難支援等実施者本人に了承を得たうえでご記載ください

どこへ	熊本市ハザードマップで住所地の地形的特性を確認してください					
	<input checked="" type="checkbox"/> 洪水浸水想定区域（浸水想定 3~5 m）		<input type="checkbox"/> 高潮浸水想定区域（浸水想定 m）			
	<input type="checkbox"/> 津波浸水想定区域（浸水想定 m）		<input type="checkbox"/> 土砂災害（特別）警戒区域			
	避難先	<input type="checkbox"/> 在宅避難 ※自宅の災害リスクの確認や備蓄などを準備したうえで在宅避難してください				
近隣の指定避難所 ①		②				
<input checked="" type="checkbox"/> ※学校・公設公民館など (大江公民館) (藤園中学校)						
<input type="checkbox"/> 家族・知人宅 (誰のお宅ですか： 宅)						
<input type="checkbox"/> その他 ()						

自由記述 例) 避難経路図、居所の見取り図、その他留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所（□□小学校）までの避難経路図 	<ul style="list-style-type: none"> ● 見取り図（普段は和室で就寝）
<ul style="list-style-type: none"> ● 火・木はデイサービスを利用しているため不在にしている。 ● 週3回（月・水・金）、●●クリニックで人工透析を受けている。 	

同意確認	【留意事項】					
	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難支援等実施者の方をお願いするのは、あくまでもご自身の安全が確保できる範囲の支援です。決して避難支援等実施者の方が責任を問われたり、義務を負うものではありません。 ● 災害時には避難支援等実施者の不在や被災などにより避難支援が出来ない場合があります。 					
	<input checked="" type="checkbox"/> 上記留意事項について承諾します。					
	<input checked="" type="checkbox"/> この個別避難計画に記載された情報を平常時から関係者間で共有することに同意します。					
令和 7年 8月 1日						
本人自署		代筆者氏名		(続柄)		
(自署又は代筆) 熊本 太郎		(自署) 熊本 菊子		妻		

第4章 平時の支援

災害発生直後には行政が十分に機能しないことも考えられるため、災害時の備えとして平時から地域で支えあう関係づくりを行うことが重要です。

主な取組例

※以下の支援方法はあくまで一例です。

●見守り活動(顔の見える関係づくり)

日頃より地域で実施いただいている見守り活動の対象者に名簿掲載者も加えて実施する。

●防災訓練

要支援者に対する訓練参加の声かけを行うとともに、避難所開設訓練においては名簿を活用した実践的な訓練を実施する。あわせて、要配慮者スペースの確保など、受け入れ体制の整備についても検討を進める。

●本人等から個別避難計画の作成依頼があった場合の支援窓口の案内

※支援窓口の詳細は、5ページの「個別避難計画作成の窓口」をご覧ください。

地域の役割ごとの取組例

平時の地域関係者等の取組例



町内自治会

要支援者本人や家族等から計画作成の相談があった場合等に助言する、市及び市社協の窓口以案内する等

校区防災連絡会

避難所運営委員会を通じ、指定避難所に要支援者が避難することを想定した防災訓練を行う等

自主防災クラブ

要支援者を交えて、防災の普及啓発のための防災教室の開催や防災訓練を行う等

民生委員・児童委員

要支援者への声かけや見守りを行う等

校区社会福祉協議会

避難行動要支援者を交えての防災訓練への協力(炊き出し訓練等)を行う等

※市が想定する、ひとつの地域関係者等の取組例と連携のイメージです。
地域に応じて、各地域関係者の取組や連携が異なる場合もあると考えています。

第5章 災害時の支援

災害時に支援を行う場合は支援者自身やその家族の安全を確保したうえで可能な範囲で実施してください。(法的な責任や義務を負うものではありません。)

※以下の支援方法はあくまで一例です。

風水害(大雨・台風など)の場合

風水害(大雨・台風など)については事前に災害が発生するであろう時期や規模について予測することができます。

大雨や台風の予報
(テレビ・インターネット・ラジオなど)

情報伝達

要支援者の中には自身での情報収集が困難な方もいます。名簿を活用し、要支援者への声掛け・情報共有をお願いします。

高齢者等避難・
避難指示等の発令(熊本市)

安否確認・避難支援

自身や家族の安全を確保したうえで名簿を活用した要支援者への安否確認をお願いします。また、要支援者の状況に応じた避難支援へのご協力をお願いします。

自宅が浸水想定区域などに含まれておらず、在宅避難が可能

必要に応じた見守りを実施

自宅が浸水想定区域など危険な区域に位置しており、避難が必要

避難誘導・避難支援

・要支援者の避難支援
・避難所運営等を通じた状況確認 など

地震の場合

地震は予期せずやってきます。平時からの支援を通じて事前の備えをお願いします。

地震発生

自身や家族の安全を確保

支援体制の確保

地域関係者間での安否確認を行い、支援体制を整えましょう。

安否確認

名簿を活用した要支援者への安否確認をお願いします。

救助は不要

自宅が安全な場合

在宅避難

・定期的な見守り活動 など

自宅にとどまることが危険な場合

避難誘導・避難支援

・要支援者の避難支援
・避難所運営等を通じた状況確認 など

救助が必要

消防・警察へ連絡

第6章 接し方のポイント

ここでは、一般的に要支援者が必要とする支援方法を示します。
個々の支援に際しては、支援を必要とされている方が希望される支援内容を確認しながら柔軟に対応いただくようお願いいたします。

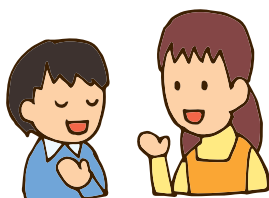
視覚障がいのある方

視覚による周囲の状況確認が難しい



支援の方法①

名前を名乗ってから
声をかける



支援の方法②

周囲の状況を
具体的に話す



支援の方法③

どのように誘導したら
よいか確認する

聴覚障がいのある方

音声による会話が難しい



支援の方法①

ゆっくり
大きな声で話す



支援の方法②

ジェスチャーを
交えて話す



支援の方法③

筆談を活用する

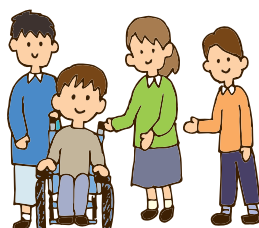
身体障がいのある方

自力歩行や素早い避難行動が難しい



支援の方法①

相手と同じ
目線で話す



支援の方法②

複数人で支援する

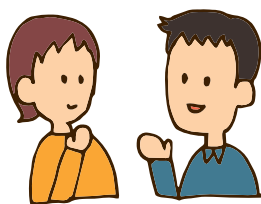


支援の方法③

転倒しないように
見守る

知的障がいのある方

日常生活の中で、判断や意思決定に支援が必要なことがある



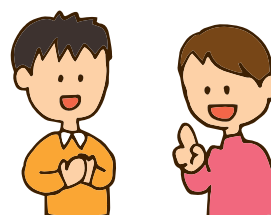
支援の方法①

わかりやすい言葉で
ゆっくり丁寧に話す



支援の方法②

写真や絵を見せて
説明する

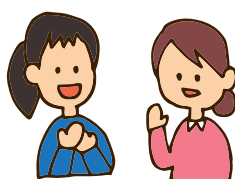


支援の方法③

本人の意思を
尊重する

精神障がいのある方

緊急時、精神的動揺が大きくなる場合がある



支援の方法①

話に耳を傾ける



支援の方法②

集団行動が苦手な方が
いることを理解する



支援の方法③

状況に応じて
落ち着いた環境に移動し、
複数人で対応する

医療的ケアが必要な方

専門の医療や医療機器・薬等を必要としている



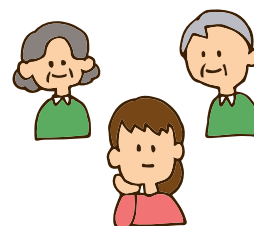
支援の方法①

プライバシーに配慮した
空間を確保する



支援の方法②

本人や家族に
聞き取りを行う



支援の方法③

体調の変化に
留意する

第7章 参考情報

① ガイドブックの解説動画

ガイドブックの内容について、解説した動画を市ホームページに掲載しております。
右記の二次元コードからもアクセスできます。



熊本市ホームページ

② ハザードマップ

ハザードマップで、地域の災害リスク等を確認しておきましょう。
熊本市危機管理防災部・各区役所で配布しています。
右記の二次元コードからもアクセスできます。



熊本市WEB版
ハザードマップ

③ 避難情報の発令

避難のタイミングを知り、早めの避難を心がけましょう。災害が差し迫り、避難が困難になった場合、また、そのおそれがある場合熊本市から避難情報を発令します。

警戒レベル	状況	避難情報等
5	災害発生 または切迫	緊急安全確保
警戒レベル4までに必ず避難！		
4	災害の おそれ高い	避難指示
3	災害の おそれあり	高齢者等避難
2	気象状況 悪化	レベル2氾濫・大雨・土砂災害・ 高潮注意報(気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報(気象庁)

「警戒レベル4/避難指示」

で危険な場所から全員避難しましょう！

避難に時間がかかる高齢者や
障がいのある人、その支援をする人などは

「警戒レベル3/高齢者等避難」

で危険な場所から早めに避難を
開始しましょう！

※避難情報の名称等については変更となる可能性があります。最新の情報をご確認ください。

④ 熊本市防災情報ポータル

「熊本市防災情報ポータル」で緊急情報、
避難情報、気象情報、避難所開設情報などを
公開しております。



熊本市防災情報
ポータル

⑤ 熊本市災害情報LINE・メール

熊本市公式LINE及びメールで熊本市災害情報を配信しています。

LINEでの災害情報の
登録方法はここから

「熊本市公式LINEで
「災害・消防情報」を配信開始」
(熊本市ホームページ)



メールでの災害情報の
登録方法はここから

「熊本市災害情報メール」
(熊本市ホームページ)



⑥ くまもとアプリ

「くまもとアプリ」を事前にご登録いただくと、熊本市の指定避難場所へ避難する時に受付に並ぶことなく、避難所の入所受付が出来ます。また、避難情報の発令や避難所開設などの情報も、アプリの通知機能を使用して配信します。



「くまもとアプリ 配信中！」
(熊本市ホームページ)

アプリの
ダウンロードは
こちら▶

iPhoneは
こちらから

App Store



androidは
こちらから

Google Play



メモ欄

よくある質問

Q1

避難支援等関係者として名簿や計画の情報提供を受けるとどのような責任や義務が発生しますか？

名簿や計画の情報提供を受けた方は、災害対策基本法により秘密保持義務が課せられます。避難支援対策に携わらなくなった後も同様です。名簿や計画の管理については適切に行っていただくようお願いいたします。

A1

Q2

名簿に登録されている人以外にも、要支援者として登録した方がよいと思われる人を把握しています。どうしたらいいですか？

各区役所総務企画課または防災計画課（郵送）にて「避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書」を提出いただくように努めてください。様式は、熊本市のホームページからダウンロードできます。ただし、名簿は年に一度の更新のため、提出後すぐに登録内容を含む名簿をお渡しすることはできません。名簿が更新されるまでは、要支援者への了承を得たうえで手書きで名簿に加えるなどして、避難支援等関係者間で情報を共有してください。

A2

Q3

名簿に記載されている要支援者が施設に入所・長期入院しています。どうしたらいいですか？

当該情報について把握された場合は市までご連絡ください。市から本人・家族等へ確認を行い、次回更新の名簿より対象者から除外いたします。

A3

Q4

どこまでの範囲で名簿情報を提供していいのですか？

名簿情報については当該団体で役割を担われている方の間で共有いただくようお願いいたします。判断に迷われた場合は市までご相談ください。

A4

Q5

個別避難計画における「避難支援等実施者」になると、法的な責任や義務が発生しますか？

避難支援は共助の精神に基づいて実施するものであり、避難支援等実施者が法的な責任や義務を負うものではありません。自身や家族の安全を確保した上で、できる範囲での支援をお願いいたします。市からも要支援者に対して周知を行ってまいります。

A5

【お問い合わせ】

熊本市役所 防災計画課・健康福祉政策課

専用ダイヤル：096-328-2368(8時30分～17時15分 ※土日祝・年末年始を除く)